平成２３年（フ）第４４５９号
東京都新宿区北新宿４―17―７―705、住民票上の住所東京都大田区南蒲田１丁目10―４
債務者　石井　美樹
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４６０号
東京都足立区西新井本町３丁目10―21
債務者　小川由美子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７０号
神奈川県相模原市緑区相原３丁目４―12　スターハイツ３―103
債務者　長瀬　義典
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７１号
東京都足立区新田３丁目36―11―711
債務者　西崎　光子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７４号
千葉県千葉市若葉区千城台東３丁目16―１―308
債務者　鈴木　広枝
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７８号
東京都墨田区本所４丁目15―２
債務者　三上　克彦
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４８０号
東京都世田谷区宮坂１丁目26―11―Ⅱ201
債務者　原　　一平
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４８１号
東京都調布市下石原１丁目43―７　1437コーポＡ―５
債務者　渡邉　敬太
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４８２号
東京都江戸川区南小岩８丁目19―６―302
債務者　渡邉　八郎
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４９４号
東京都北区志茂３丁目８―14―102
債務者　戸澤キヌ子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５０１号
東京都荒川区南千住６丁目37―11―103
債務者　米本　芳夫
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５０４号
東京都小平市花小金井６丁目19―12―305
債務者　松浦智恵子
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５０９号
東京都練馬区平和台２丁目45―１―303
債務者　寺崎　サチ
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５１０号
東京都世田谷区北沢５丁目34―15―406
債務者　湯藤　香織
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午前10時東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５１２号
神奈川県横浜市鶴見区生麦１丁目15―10―203
債務者　川村　孝徳
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後２時東京地方裁判所民事第20部